

○犯罪被害給付制度事務取扱要領

平成13年 6 月 29日

埼 例 規 第 78号・務

警 察 本 部 長

犯罪被害給付制度事務取扱要領の制定について（例規通達）

犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（平成13年法律第30号）の施行に伴い、給付金の引上げがなされるとともに支給範囲が拡充されることから、みだしの要領を別添のとおり制定し、制度の運用を図ることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、犯罪被害給付制度事務取扱要領（昭和56年埼例規第48号・務）は、廃止する。

別添

犯罪被害給付制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）の規定に基づく犯罪被害者等給付金の支給の裁定を行うための事務手続について必要な事項を定めるものとする。

(制度の教示)

第2条 警察署長は、法第2条第2項に規定する犯罪被害（以下「犯罪被害」という。）に該当し、又は該当する可能性があると認められる事案で、支給の対象となり得るものを把握した場合は、明らかに不支給となる場合を除き、犯罪被害給付制度（以下「制度」という。）に関する資料を直接交付するなどの方法により、犯罪被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）に対し、個別に制度を教示すること。

2 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）及び警察署長は、制度に関する資料を活用することにより、制度の周知を図り、被害者等からの自主的な申請の促進に努めること。

(発生報告)

第3条 警察署長は、把握した犯罪被害について、事件の概要及び教示に関する事項を埼玉県警察情報管理システムによる被害者支援情報管理業務実施要領（平成20年務第488号）第5の規定に基づき登録することにより、速やかに警察本部長に報告するものとする。

(裁定申請書の交付)

第4条 警務課長及び警察署長は、法第10条第1項の裁定申請をしようとする者（以下「裁定申請者」という。）又はその代理人その他の者から申請の申出があったときは、当該申請しようとする給付金の種別により、遺族給付金支給裁定申請書（規則様式第1号）、重傷病給付金支給裁定申請書（規則様式第2号）又は障害給付金支給裁定申請書（規則様式第3号）（以下これらを「裁定申請書」という。）の用紙を交付するものとする。

(裁定申請書の受付)

第5条 裁定申請書は、警務課長又は警察署長が受け付けるものとする。

- 2 警務課長又は警察署長は、裁定申請書が提出されたときは、所定事項の記入及び必要書類の添付がなされているかを確認し、当該裁定申請書の受付欄に受付番号その他必要事項を記入するものとする。この場合において、受付番号は、警務課長が交付する番号を記入するものとする。
- 3 申請が代理人によって行われたものであるときは、委任状の提出を受け、代理人の住所、氏名を裁定申請者欄下部に記入させ、備考欄に連絡先電話番号、申請者との関係等必要事項を明らかにしておくものとする。
- 4 警察署長は、受け付けた裁定申請書を直ちに警務課長に送付するものとする。
- 5 警務課長は、裁定申請書を受け付けたとき、又は警察署長から送付されたときは、その旨を埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び警察庁に報告するものとする。

(裁定申請書の補正)

第6条 警務課長は、前条により受け付けた裁定申請書若しくは添付資料（警察署長から送付されたものを含む。）に不備があると認めるときは、裁定申請者に対して十分な教示を行った上、相当な期間を定めて補正を求めるものとする。ただし、裁定申請書の不備が明らかな誤字、脱字等の軽微なものであるときは、職権で補正することができる。

(裁定申請書受付時の留意事項)

第7条 裁定申請書の受付に当たっては、損害賠償の受領の見込みについて把握するとともに、裁定申請者に対し、裁定を受けるまでの間に損害賠償を受けたときは、規則第19条の規定により当該裁定申請書を提出した公安委員会にその旨を届け出る義務が課せられていることを十分教示すること。

- 2 裁定申請書に記載された内容から、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、裁定申請者に対し、調査の結果により不支給の裁定となる可能性があることをあらかじめ教示し、申請の意思を確認の上で受け付けること。
 - (1) 裁定申請書の提出された日が、法第10条第2項及び第3項に規定する申請の時効を経過しているとき。
 - (2) 申請に係る被害が、法第2条に規定する犯罪被害に該当しないとき。

(3) 裁定申請者が、給付金の受給資格を有していないとき。

(裁定のための調査等)

第8条 警務課長は、法第13条第1項及び第2項の規定による裁定のための調査等を行うものとする。

2 警務課長は、次に掲げる項目ごとに裁定を行うために必要な調査事項を検討し、調査事項、照会先、調査方法等を決定するものとする。

(1) 犯罪の存否及び概要の証明関係

(2) 裁定申請者の受給資格の証明関係

(3) 犯罪被害者の収入の証明関係

(4) 犯罪被害者と裁定申請者との生計維持関係の証明資料

(5) 犯罪被害者の責任の証明関係

(6) 犯罪被害者の負傷又は疾病に関する状況（加療期間、入院日数、負傷又は疾病の状況）の証明関係

(7) その他給付金の支給要件及び給付金の支給額の算定に関する証明資料

3 法第13条第1項の規定により報告させる場合は報告書を提出させ、又は供述書を作成するものとし、出頭命令及び医師の診断を受ける旨の命令をする場合は文書により通知するものとする。

4 法第13条の規定による照会を行う場合は、犯罪被害給付関係事項照会書（別記様式）を照会先に発送するものとする。

(調査等実施上の留意事項)

第9条 調査等の実施に当たっては、電話や口頭による補充的な調査であっても、調査年月日、調査対象者等を文書により記録し、経緯を明らかにしておくこと。

2 調査等の実施に当たっては、調査方法を十分検討し、裁定申請者その他関係者の権利を損なうなど、調査権の濫用にわたることのないよう留意するとともに、被害者等の身上を十分に理解し、その尊厳を傷つけることのないようにすること。

(照会に対する回答)

第10条 所属長は、法第13条第2項の規定により照会を受けたときは、捜査資料等により事実を確認の上、回答書を作成し、速やかに照会先に送付するものとする。この場合において、照会内容が捜査上の秘密事項に係るものであるときは、その旨を明記して回

答するものとする。

(公安委員会への裁定案の提出等)

第 11 条 警務課長は、調査により収集された資料等を整理検討し、事件主管課長等と協議を行うなどの方法により、検討結果を集約した上で、公安委員会に対し裁定案を提出するものとする。この場合において、当該事案の内容の説明のため、検討結果を記録した検討票等を作成するものとする。

(裁定結果の通知等)

第 12 条 警務課長は、公安委員会の裁定結果に基づき、裁定申請者に対し、規則第 20 条の規定による裁定等の通知等を行うものとする。

- 2 前項の通知に当たっては、申請を却下した理由又は裁定若しくは決定の結果及び理由を十分に説明し、裁定申請者の理解を得るよう配慮すること。

(警察庁への報告)

第 13 条 警察本部長は、公安委員会において裁定又は決定が行われたときは、直ちに関係書類を警察庁に送付するものとする。

(不服申立ての取扱い)

第 14 条 公安委員会に審査請求書が提出された場合は、速やかに警察庁を経由して国家公安委員会に送付するものとする。

- 2 審査請求事案は、行政不服審査手続規程（平成 28 年埼玉県公安委員会規程第 5 号）に定めるところにより処理するものとする。

実施日

この例規通達は、平成 13 年 7 月 1 日から実施する。

実施日（平成 17 年 11 月 7 日務第 2737 号）

この通達は、平成 17 年 11 月 7 日から実施する。

実施日（平成 18 年 4 月 1 日務第 957 号）

- 1 この通達は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この通達による改正後の第 6 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に行われた犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による重

傷病に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

実施日（平成 20 年 2 月 29 日務第 489 号）

この通達は、平成 20 年 3 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 6 月 25 日務第 1935 号）

この通達は、平成 20 年 7 月 1 日から実施する。

実施日（平成 28 年 3 月 29 日務第 840 号）

この通達は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 3 年 3 月 16 日務第 512 号）

1 この通達は、令和 3 年 3 月 16 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、
なお使用することができる。

実施日（令和 6 年 4 月 1 日務第 700 号）

この通達は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 6 年 10 月 24 日務第 1901 号）

この通達は、令和 6 年 10 月 24 日から実施する。

【様式別表省略】